

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 4月 1日

許可の有効年月日 令和11年 3月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上11種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上10種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地

(1) 東京都葛飾区堀切一丁目5番13号

(2) 東京都大田区東海六丁目3番8号

3 許可の条件

(1) 上記2(1)の積替え保管施設における作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 4月 1日 新規許可

令和 6年 4月 1日 更新許可 第7回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都葛飾区堀切一丁目5番13号

積替え保管面積：485.95㎡ 最大保管高さ：2.1m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	フレコンバッグ	8.0m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず （石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	直置き	12.4m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず （石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器	1.34m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	スチール製容器	66.0L
廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03m ³
	プラスチック容器	0.04m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	カゴ台車	3.15m ³

(2) 施設所在地：東京都大田区東海六丁目3番8号

積替え保管面積：1,027.5㎡ 最大保管高さ2.3m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	フレコンバッグ	16.0m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず （石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	直置き	15.18m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず （石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	鉄箱 プラスチック容器	2.85m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	スチール製容器	66.0L
廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03m ³
	プラスチック容器	0.04m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	コンテナ	13.68m ³

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社ジーエムエス

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐 治

許可の年月日 令和 3 年 12 月 10 日
(初回許可年月日 平成 8 年 12 月 10 日)
許可の有効年月日 令和 8 年 12 月 9 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、
がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 11 月 1 日 変更届出（変更前：東京都千代田区有楽町二丁目2番1号、変更後：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号）

令和 4 年 10 月 19 日 変更届出（変更前：東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号、変更後：東京都千代田区有楽町二丁目2番1号）

令和 4 年 8 月 2 日 変更届出（変更前：青木 卓、変更後：増井 豪）

令和 3 年 12 月 10 日 変更許可（品目の追加：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ）

令和 3 年 12 月 10 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社ジーエムエス

代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 7月11日

許可の有効年月日 令和11年 7月10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(*)

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

以上11種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和61年 2月28日	指令環第1670号	新規許可
平成11年 4月16日	指令中環第8-89号	変更許可
令和 3年12月 8日	指令産廃第8-74号	変更許可（4種類の追加）
令和 6年 7月11日	指令産廃第9-284号	更新許可
令和 6年11月 1日	-	変更届（住所）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社 ジーエムエス
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日 令和3年10月5日

許可の有効年月日 令和8年8月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、コ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、サ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成8年7月2日	新規許可
令和3年10月5日	更新許可・変更届（役員変更, 株主変更）
令和3年12月3日	変更許可（4品目の追加）
令和4年8月3日	変更届（代表者変更, 役員変更）
令和4年10月18日	変更届（住所変更）
令和6年7月30日	変更届（役員変更）
令和6年11月1日	変更届（住所変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社 ジーエムエス

代表取締役 増井 豪

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日

令和 3 年 10 月 26 日

許可の有効年月日

令和 8 年 8 月 31 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*4)
以上7種類

（※）記載品目については、(*1)自動車等破砕物を除く、(*4)石綿含有産業廃棄物を含む、(*6)水銀使用製品産業廃棄物を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成 8 年 8 月 28 日	新規許可	平成 28 年 9 月 29 日	更新許可
平成 23 年 10 月 24 日	更新許可	令和 元 年 7 月 22 日	変更届（代表者の変更）
平成 24 年 10 月 23 日	変更届（代表者の変更）	令和 3 年 10 月 26 日	更新許可
平成 25 年 2 月 25 日	変更届（名称、住所の変更）	令和 4 年 9 月 1 日	変更届（代表者の変更）
平成 27 年 4 月 6 日	変更届（代表者、住所の変更）	令和 6 年 11 月 1 日	変更届（住所の変更）

5. 積替え許可の有無 **有・無**
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 **有・無**

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 00900007138

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 令和3(2021)年10月18日

許可の有効年月日 令和8(2026)年10月17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石棉含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
廃プラスチック類	○	○	—	
紙くず	—	—	—	
木くず	—	—	—	
繊維くず	—	—	—	
金属くず	—	○	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—	
がれき類	○	—	—	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成13(2001)年10月18日	
更新許可	令和3(2021)年10月18日	更新4回目
変更届	令和4(2022)年8月1日	代表者の変更
変更届	令和4(2022)年10月18日	住所の変更
変更届	令和6(2024)年11月1日	住所の変更

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 ・ ④無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ④無

取扱窓口

資源循環推進課

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏 名 株式会社ジーエムエス

代表取締役 増井豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 3年11月 6日

許可の有効期限 令和 8年11月 5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成13年11月 6日 新規許可

平成18年11月 6日 更新許可

平成23年11月 6日 更新許可

平成28年11月 6日 更新許可

令和 3年11月 6日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
 氏 名 株式会社ジーエムエス
 代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一



許可の年月日 令和3年10月24日

許可の有効年月日 令和8年10月23日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
廃プラスチック類	—	○	○	—	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
繊維くず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	○	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	○	—	—
がれき類	—	○	—	—	—

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3 許可の条件
 なし

4 許可の更新又は変更の状況
 ・平成13年10月24日 新規許可
 ・令和3年10月24日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ (無)
 市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏 名 株式会社 ジーエムエス

代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

鈴木 康友



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 1 0 月 2 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 1 0 月 2 5 日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンク
リートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物
を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、織
維くず

以上 7品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年10月26日	新規許可
平成18年10月26日	更新許可
平成23年10月26日	更新許可
平成28年11月14日	更新許可
令和 3年12月 7日	更新許可
令和 4年 7月 1日	代表者変更
令和 4年10月 1日	住所変更
令和 6年10月15日	住所変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
氏 名 株式会社ジーエムエス
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和4年3月14日
許可の有効年月日 令和9年3月13日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成19年 3月14日	新規許可
令和 4年 4月15日	許可の更新
令和 4年 8月 1日	変更届(代表者の変更)
令和 4年10月18日	変更届(住所の変更)
令和 6年11月 1日	変更届(住所の変更)

5 積替え許可の有無

無し

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無し

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏 名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内 堀 雅 雄



許可の年月日 令和 5年 6月14日
許可の有効年月日 令和10年 6月13日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑦がれき類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上7種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成25年 6月14日

変更届出年月日 平成27年 4月 1日（住所及び代表者の変更）

申出年月日 平成29年12月20日（省令改正に伴う水銀廃棄物の記載追加）

更新許可年月日 平成30年 6月25日（有効期間 平成30年6月14日～令和5年6月13日）

変更届出年月日 令和 元年 7月17日（代表者の変更）

変更届出年月日 令和 4年 7月27日（代表者の変更）

変更届出年月日 令和 4年10月18日（住所の変更）

更新許可年月日 令和 5年 6月14日

変更届出年月日 令和 6年10月31日（住所の変更）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社 ジーエムエス

代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 5年 7月 25日

許可の有効年月日 令和10年 7月 8日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成25年 7月 9日
- ・変更届出年月日 平成27年 4月 1日
(住所の変更 旧 東京都墨田区東向島三丁目10番3号)
(代表者の変更 旧 越智 晶)
- ・更新許可年月日 平成30年 7月25日
- ・変更届出年月日 令和 元年 7月17日
(代表者の変更 旧 瀧澤 陵)
- ・変更届出年月日 令和 4年 7月29日
(代表者の変更 旧 青木 卓)
- ・変更届出年月日 令和 4年10月18日
(住所の変更 旧 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号)
- ・更新許可年月日 令和 5年 7月25日
- ・変更届出年月日 令和 6年11月 5日
(住所の変更 旧 東京都千代田区有楽町二丁目2番1号)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 (令和 5年 7月25日 更新許可)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
氏名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 5年 4月 7日
許可の有効年月日 令和10年 3月22日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上7種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 3月23日 新規許可

令和 6年11月 1日 住所の変更届による書換

5. 積替え許可の有無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号00400007138

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井 豪
[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和5年4月25日
許可の有効年月日 令和10年4月24日

- 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成30年4月25日許可
令和5年4月25日更新許可
令和6年11月15日変更届（法人住所変更に伴い許可証書換え）
- 5 積替え許可の有無 在・無
- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 在・無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 7月30日

許可の有効年月日 令和 8年 7月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 廃酸（pH2.0以下のもの）

③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

(以上3種類)

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

① 廃酸（pH2.0以下のもの）

② 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

(積替え保管できる特別管理産業廃棄物に係る限定は裏面のとおりに)

(以上2種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都葛飾区堀切一丁目5番13号

(2) 東京都大田区東海六丁目3番8号

3 許可の条件

(1) 上記2(1)の積替え保管施設における作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 3年 7月 30日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-60-007138号

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都葛飾区堀切一丁目5番13号
積替え保管面積：485.95㎡ 最大保管高さ：0.5m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03 m ³
	プラスチック容器	0.04 m ³
	保管量合計	0.07 m ³

(2) 施設所在地：東京都大田区東海六丁目3番8号
積替え保管面積：1,027.5㎡ 最大保管高さ：0.5m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03 m ³
	プラスチック容器	0.04 m ³
	保管量合計	0.07 m ³

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

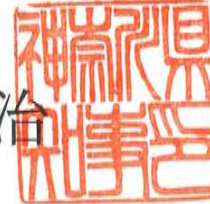
氏名 株式会社ジーエムエス

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕

代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 令和 3 年12月10日

(初回許可年月日 令和 3 年12月10日)

許可の有効年月日 令和 8 年12月9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年11月1日 変更届出（変更前：東京都千代田区有楽町二丁目2番1号、変更後：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号）

令和 4 年10月19日 変更届出（変更前：東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号、変更後：東京都千代田区有楽町二丁目2番1号）

令和 4 年8月2日 変更届出（変更前：青木 卓、変更後：増井 豪）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏 名 株式会社ジーエムエス

代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年12月 8日

許可の有効年月日 令和 8年12月 7日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 3年12月 8日	指令産廃第10-34号	新規許可
令和 4年 8月 2日	—	変更届（代表者）
令和 4年10月18日	—	変更届（住所）
令和 6年11月 1日	—	変更届（住所）
以下余白		

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

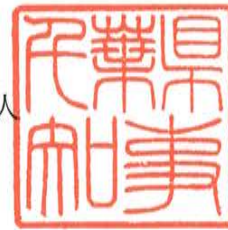
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏 名 株式会社 ジーエムエス
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和3年10月5日

許可の有効年月日 令和8年10月4日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和3年10月5日	新規許可
令和4年8月3日	変更届（代表者変更, 役員変更）
令和4年10月18日	変更届（住所変更）
令和6年7月30日	変更届（役員変更）
令和6年11月1日	変更届（住所変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。